

松山市長 野 志 克 仁

松山市がんの治療に係るウィッグ類等購入費助成金交付要綱をここに公布する。

記

松山市がんの治療に係るウィッグ類等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民ががんになっても安心して暮らし続けられるよう、市民の療養生活の質の向上及び心理的・経済的な不安の軽減を図り、がんの治療と就労その他の社会参加との両立を支援するため、がんの治療に伴いウィッグ類等を購入した者に対し、予算の範囲内で、松山市がんの治療に係るウィッグ類等購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) がん 次に掲げるものをいう。

ア がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第1条各号に掲げる疾病

イ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成25年厚生労働省令第138号）第1条各号に掲げる疾病

ウ ア又はイに類する疾病と市長が認める疾病

(2) ウィッグ類 かつら及び髪付き帽子（着用することにより外観上頭髪があるように見せる機能のある帽子をいう。）をいう。

(3) 乳房補整具 乳房の形を補整するための下着（下着に装着して使用するパッドを含む。）又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住民票を有する者であって、医療機関においてがんと診断され、抗がん剤、放射線照射等の治療による副作用に伴い頭髪が脱毛したもの又は手術療法により乳房を切除したものとす

る。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者とし

ない。

(1) 次条に定める助成対象経費について、国、他の地方公共団体等からの助成を受けている者

(2) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等

(3) 市が住民基本台帳を確認すること及び助成金の審査に必要な範囲で医療機関に対し疾病、治療内容等について調査することに同意しない者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる物品の本体の購入費用とする。ただし、送料、手数料及び附属品（ウィッグ類の本体と同時に附属品として購入する皮膚を保護するためのネット等を除く。）の購入費用を除く。

(1) ウィッグ類

(2) 乳房補整具

(助成金の額)

第5条 前条各号に掲げる物品（以下「助成対象補整具」という。）ごとの助成金の額は、当該助成対象補整具に係る助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と3万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、松山市がんの治療に係るウィッグ類等購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象補整具の本体の購入費用、購入日等が分かる領収書等の写し

(2) ウィッグ類を購入した者にあつては、抗がん剤治療その他の頭髪脱毛の副作用があるがんの治療を受けたことが分かる診療明細書、治療方針計画書等の写し

(3) 乳房補整具を購入した者にあつては、がんの手術療法により乳房を切除したことが分かる診療明細書、治療方針計画書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、助成対象補整具の区分ごとに1回限りとする。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容について速やかに審査し、助成金の交付の可否及び額について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、前条第1項の規定により助成金の交付の申請をした助成対象者（以下「申請者」という。）に対し、松山市がんの治療に係るウィッグ類等購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、松山市がんの治療に係るウィッグ類等購入費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、理由を付して通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、当該交付の決定を受けた申請者（以下「被助成者」という。）に対し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、被助成者が虚偽その他の不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、当該助成金を返還させることができる。

(届出義務の免除)

第10条 規則第8条ただし書の規定により、助成金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 被助成者は、規則第10条の証拠書類、帳簿等を当該交付の決定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(市の配慮義務)

第12条 市は、助成金に関する事務を行うに当たり、個人情報の取扱いに万全を期すとともに、松山市がん対策推進条例（平成31年条例第30号）の趣旨を尊重し、申請者及びその家族の心情に十分配慮して対応するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に購入した助成対象補整具について適用する。